

令和5年7月14日からの大雨による災害の被災者のみなさまへ
～五城目町賃貸型応急住宅のご案内～

◆五城目町賃貸型応急住宅とは（概要）

町民の方で、災害時に居住していた住宅が床上浸水（半壊以上）となり、やむを得ず民間の賃貸住宅を利用する場合に町が賃料等の一部を負担するものです。

◆対象になる方

- ・災害時及び申込時に五城目町に住民票を有している者
- ・災害時に居住していた住宅が床上浸水となり、被災住宅の2階、避難所、親戚宅等に一時滞在するなど、現に住宅の確保に困窮していることが明らかな方で次の方が対象。
- ・Ⅰ号賃貸型応急住宅…災害救助法に基づく「秋田県災害救助法の適用を受ける災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」に基づき、町が被災者に提供するもの。（以下「Ⅰ号」という）
- ・Ⅱ号賃貸型応急住宅…居住していた持ち家を被災した方で、Ⅰ号申込時等、Ⅰ号賃貸型応急住宅に該当しないもの。（以下「Ⅱ号」という）
- ・Ⅲ号賃貸型応急住宅…居住していた賃貸型物件を被災した方で、Ⅰ号申込時等、Ⅰ号賃貸型応急住宅に該当しないもの。（以下「Ⅲ号」という）

◆民間賃貸住宅の条件 ※申込者ご自身で、条件にあった物件を探していただきます。

次の（１）、（２）のいずれにも該当する県内の住宅となります。

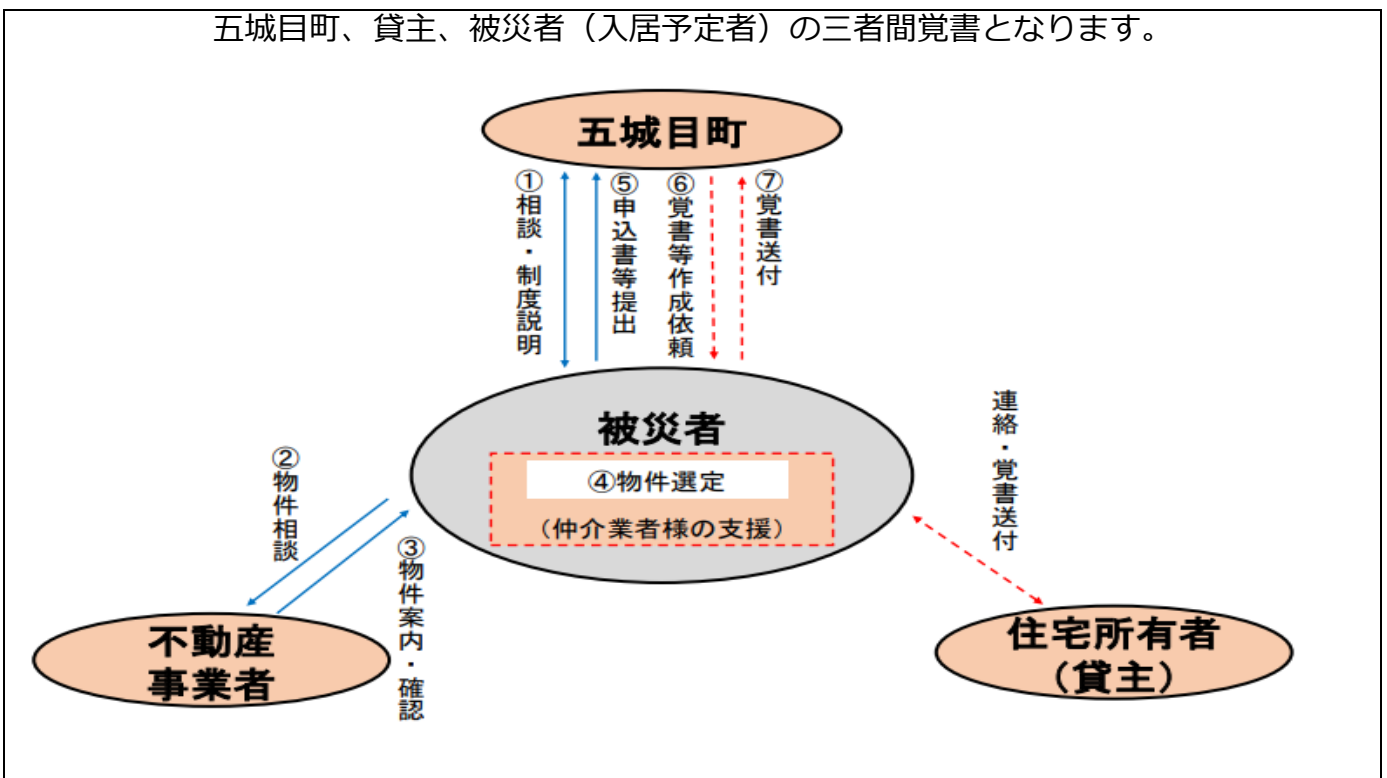
（１）耐震性が確保された住宅（次のいずれかに該当すること）

- ・昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす住宅
- ・耐震診断、耐震補強等により耐震性が確認された住宅

（２）家賃 2人以下の世帯：月額6万円以内、3人～4人の世帯：月額7万5千円以内
5人以上の世帯：月額9万円以内

◆五城目町賃貸型応急住宅の入居手続きの流れ

五城目町、貸主、被災者（入居予定者）の三者間覚書となります。



◆ 期間

入居時から令和6年3月31日まで（期間の延長はありません）

◆ 町が負担する経費

令和5年7月14日からの大雨災害による被災者に対する 民間賃貸住宅の借上げ対象となる経費		
経費の区分	負担区分	備 考
毎月の家賃	Ⅱ号 町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以下の世帯 月額6万円以内 ・ 3人～4人の世帯 月額7万5千円以内 ・ 5人以上の世帯 月額9万円以内 ※上記の家賃の民間賃貸住宅に限ります。 （それ以外は、五城目町賃貸型応急住宅の対象外です。）
	Ⅲ号 入居者	入居者の負担となります。
共 益 費	Ⅱ号 町	実額
	Ⅲ号 入居者	入居者の負担となります。
退去修繕負担金	町	実際にかかる費用で家賃の2箇月分以内。これを超える修繕費については、入居者の負担となります。 ※令和6年3月31日までに退去した場合に町が負担します。
礼 金	町	家賃の1箇月分以内。覚書締結後、町が負担します。
仲介手数料	町	家賃の1.1箇月分以内。覚書締結後、町が負担します。
保 証 料	町	家賃の0.8箇月分以内。覚書締結後、町が負担します。
入居時負担金	町	実額（鍵の交換等に係る費用）

※ 上記経費で町が負担することとなるものについては、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。

※ 支払い済みのものについては、入居者へ町が支払います。

◆ 入居者にご負担いただく費用

- ・ 損害保険料
- ・ 光熱水費その他専用設備に係る使用料
- ・ 入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費
- ・ 駐車場料金（家賃に含まれている場合は町が負担）
- ・ 自治会費など ※Ⅲ号は毎月の家賃と共益費をご負担いただきます

◆ その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は町で負担ができないことがあります。入居後、判明した場合は覚書を解除し、町が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 一度申込した住宅から退去されますと、原則、その後は対象となりません。
- ④ 町独自制度を利用される場合は、「秋田県賃貸型応急住宅」の申し込みをしていただく必要があります。また、不動産業者へお問い合わせの際は、町からの【斡旋依頼書】が必要となります。

◆ お問い合わせ

五城目町住宅支援チーム TEL：018-852-5131